

IPLux (アイピー・ルクス)

TOPICS

1. ご挨拶
2. 報道と知財用語について
3. “いきなりステーキ”の特許が確定
4. カナダ商標法改正
5. AI(人工知能)と知財
6. 法改正情報
 - ◇ ご挨拶

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、本年益々のご健勝でご盛栄されますよう、お祈り申し上げます。

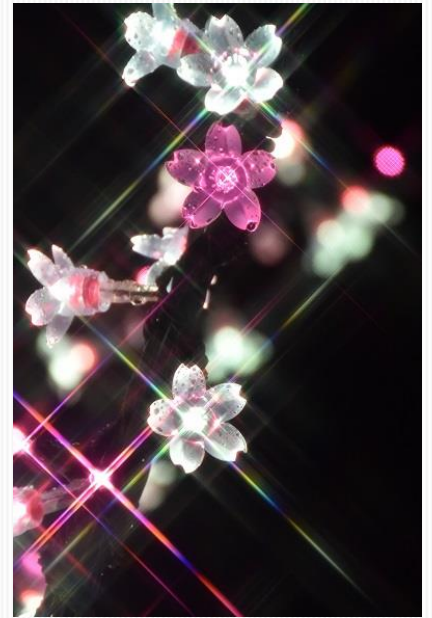
私どもTeam Luxからお届けしているニュースレター『IPLux』は、本年、4年目に入ることとなりました。ひとえに、皆様のお陰と感謝申し上げます。

近年、AIの実用化が進み、その学習データ

となる個人データの扱いにも注目が集まっています。知財でも昨年不正競争防止法と著作権法が改正され、法整備が進みました。

私どももこのような変化に対応できるよう、皆さまのお役にたてるように、研鑽を積んで参ります。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



(撮影:米山敬文さん)

◇ 報道と知財用語について

2018/11/19付日経新聞朝刊には『いきなり！ステーキビジネス特許』という見出しで、ステーキの提供システムに関する特許の取消決定の取り消し(すなわち権利が維持された)判決についての記事が載りました。判決内容については本号の次ページの記事をご参照ください。新聞やネット記事でみかけるこの『ビジネス特許』あるいは『ビジネスモデル特許』という語ですが実は法律上はそのような種類の特許が存在するわけではありません。報道での不正確な記載は弁理士として気になるだけでなく、制度が一般に間違っ理解されることはとても問題だとおもいます。今回はこのような知財関連の報道の仕方について気になることをピックアップしてみます。

ー ビジネスモデル特許: 特許庁では『ビジネス関連発明』と定義しています。方法に関する

発明はビジネス方法に限らず、人為的な取り決めだけでは発明とは認められていません。ビジネス方法がICT(情報通信技術)を利用して実現された発明については特許になり得ます。¹⁾

ー 国際特許/世界特許: 『世界特許』、『国際特許』という権利は現時点では存在しません。存在するのは、特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願か、国際特許出願(前記のPCT出願が日本国内へ入ってきた出願で要は日本での出願)です。いずれも特許になるのは各国で通常の国内出願と同様に各国で権利が付与されます。

ー コピー品/ニセモノ: 有名ブランドの模倣品等について用いられていますが、例えば、特許権の侵害品は簡単には見分けられず裁判で侵害と判断されない限り、このような用語を用いるのは問題があります。ニセモノなどと不用意に言った場合誹謗中傷等になるリスクもあります。

* 1)特許庁HP https://www.jpo.go.jp/seido/bijinesu/biz_pat.htm#anchor3

◇ “いきなりステーキ”の特許が確定

IPLuxのVol.8 2017秋号においてお知らせしました「いきなりステーキ」の提供システムに関する特許(特許第5946491号)を維持することが、知財高裁判決により確定しました。

経過概要は下記の通りです。

平成28年11月25日 異議申立

平成29年09月22日 訂正審判

同年11月28日 異議決定:訂正を認める。
取消決定:発明は自然法則を利用しておらず、人為的取り決めである。

同年12月26日 知財高裁出訴

平成30年10月17日 取消決定の取消判決

被告が上告しなかったため、取消判決が確定した結果、特許維持が確定しました。

知財高裁における争点は、特許請求の範囲に記載の発明が、自然法則を利用した技術思想

の創作という特許法上の「発明」に該当するかどうかでした。

知財高裁の判決概要は以下の通りです。

請求項1に係る特許発明1における、構成要件Aは、人為的取り決めで有り、技術的手段を提供するものではない。

一方、構成要件B～Fにおける、札、計量機、及びシール(印し)は他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義を有する。よって、特許発明1は特許法上の「発明」に該当すると結論づけました。

したがって、人為的取り決めを含む場合であっても、物や装置が有機的に結合して技術的効果を生じる場合には、発明として特許を受けることができることが改めて確認されました。人為的取り決めが多いサービス業であっても、特許を取って自社の武器を作り出すことを考えてみては如何でしょうか。

請求項1(訂正後)

A: お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、

B: 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、

C: 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、

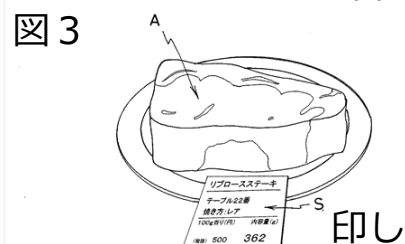
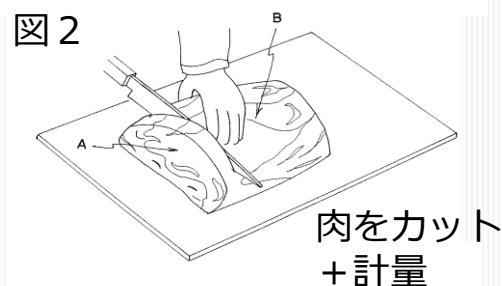
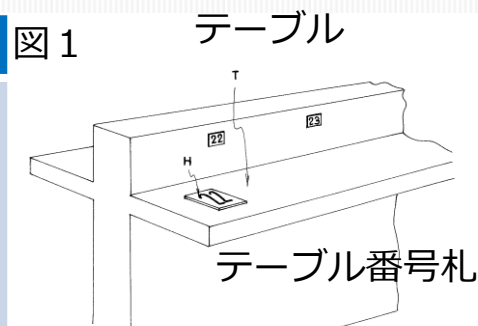
D: 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、

E: 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、

F: 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールである

G: ことを特徴とする、ステーキの提供システム。

※下線部は、訂正審判による訂正



※図中の文字は筆者による追記

◇ カナダ商標法改正

ようやく、といったところでしょうか。カナダでは改正商標法の施行が2019年06月17日に決まりました。この日にマドリッド・プロトコルにも加盟するので、カナダを指定した国際登録出願(いわゆるマドプロ出願)も可能となります。カナダ代理人からは「改正するする」とずっと言われ続けていたので、海外商標を取り扱う弁理士としては待ちに待ったというところでした。カナダは米国と隣接しており米国・カナダで同時に取引や事業を開始する機会が多いため、カナダ商標のお問い合わせの件数は多いです。さて、現在発表されている改正の概要です。

◆ニース分類の採用、区分ごとの料金

カナダではニース分類、いわゆる区分は採用されていませんでした。単に指定商品・役務を羅列するのみで足りました。改正後は、区分(Class)も記載する必要があります。出願や更新の費用は区分ごとに算出されます。

◆存続期間の変更

改正前は存続期間が15年であったところ、10年に変更されます。法改正時に既に登録されている商標については、改正後の更新で存続期間が15年から10年となります。

◆使用宣誓の提出廃止

使用状況に関する情報提供(使用宣誓)は廃止されます。これは改正時に係属中の出願にも適用されます。

◆新しいタイプの商標の導入、分割制度の導入

ホログラム商標、動き商標、音商標、匂い商標、味商標、触覚商標といった新しいタイプの商標が導入されます。なお、匂い商標、味商標、触覚商標は日本では導入されていません。また、分割制度が導入されます。

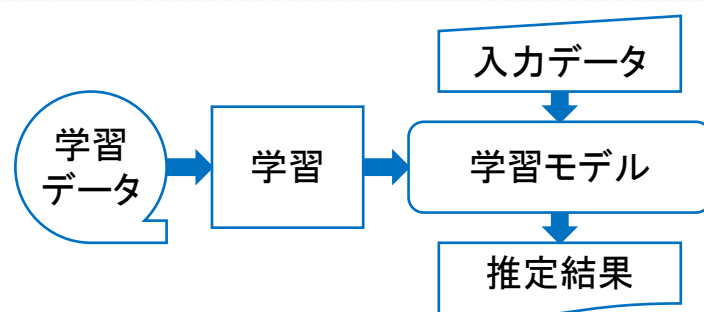
日本の商標法に近くなります。施行日直後は現地代理人や現地特許庁が改正法に慣れていない可能性があり、注意が必要です。

◇ AI(人工知能)と知財

近年、AIに注目が集まっています。そこで、知財との関係について調べてみました。

AIを支える機械学習では、一般に大量の学習データを学習アルゴリズムを実装した計算機に入力して学習を行い、その結果として学習モデルを出力します。出力された学習モデルに未知のデータを入力すると推定結果を出力します(右図)。例えば学習データとして大量の動物の写真を入力して、学習モデルを作成すると、学習データには含まれない写真が入力されても、その動物の種類を推定して出力します。

学習データを構成するものが写真等の著作物であれば著作権が存在します。制限と利用との間のバランスが必要になりました。平成30年の著作権法改正は、このバランスをとることが一つの趣旨とされています¹⁾。



また、学習データから学習をするコンピュータや、生成された学習モデルを使って入力データから適切な推定結果を出力するシステムなどを作れば、特許の対象になりそうです。これに関係して、IoT関連技術についての特許審査基準が整理されました²⁾。

AIの導入を検討されている企業様も少なくないと思います。わたくしども知財人も、AIの利用について、どんなご支援ができるか、考えてみたいと思います。

1) http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf

2) https://www.jpo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/pdf/iot_shinsa_161101/all.pdf

◇ 日本知財制度改正情報

◆「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(不正競争防止法その他、特許法、商標法の改正を含む)が施行*¹⁾。

不正競争防止法改正:平成30年11月29日施行
特許法、商標法の改正:平成30年6月9日施行

詳細はリンクをご覧ください。

*) https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm

◇ 海外知財制度改正情報

《米国》

◆PTAB(Patent Trial and Appeal Board)がクレーム構成ルールを更新*¹⁾

《韓国》

◆商標法改正

共有商標権の更新登録申請

従来共有者全員⇒一部の共有者のみも申請可能*²⁾

《中国》 《香港》 《台湾》

◆特になし

《欧州》

◆英国の欧州離脱(Brexit)の影響

2018/11/14にEuropean Union(EU)と英国が合意(英国議会承認待ち)。知的財産分野についてはEuropean Commission(欧州委員会)による先般のドラフト(URL*³⁾参照)とほぼ同様の内容。しかし、当該内容はEUの商標、意匠、植物品種保護権などにとどまり、ドメイン名、企業秘密、欧州統一特許などは言及されていない。

Clarke, Modet & Co. 2018/11/30付メールレター
※現段階での情報であり、今後変更が生じる可能性があります。

詳細はリンクをご覧ください。

* 1) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2018/20180817-3.pdf

* 2) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/ipnews/archive/ipn1811-378.pdf

* 3) https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/draft_agreement_coloured.pdf

お問い合わせ先

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、どうもありがとうございました

今年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

英究特許事務所
弁理士 小島 浩嗣

MAIL: kojima@aq-patent.com

TEL: 03 (6869) 2686

TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)

URL: <http://www.aq-patent.com>

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』(本谷、井澤、藁科、小島)が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問い合わせは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux(ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産(IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。